令和5年3月甲良町議会定例会会議録

令和5年3月22日(水曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第 1		会議録署名議員の指名
第 2	議案第15号	甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例
第 3	議案第16号	甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例
第 4	議案第17号	甲良町まちづくり条例の一部を改正する条例
第 5	発議第1号	甲良町議会の個人情報の保護に関する条例(案)
第 6	議案第18号	令和4年度甲良町一般会計補正予算(第11号)
第 7	議案第19号	令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2
		号)
第8	議案第20号	令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2
		号)
第 9	議案第21号	令和5年度甲良町一般会計予算
	発議第3号	議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算に対する
		修正 (案)
第10	議案第22号	令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算
第11	議案第23号	令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
第12	議案第24号	令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算
第13	議案第25号	令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
第14	議案第26号	令和5年度甲良町下水道事業会計予算
第15	議案第27号	令和5年度甲良町水道事業会計予算
第16	議案第28号	権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
第17	議案第29号	和解契約の締結につき、議決を求めることについて
第18	議案第30号	和解契約の締結につき、議決を求めることについて
第19	議案第31号	和解契約の締結につき、議決を求めることについて
第20	議案第32号	和解契約の締結につき、議決を求めることについて
第21	意見書第1号	精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見
		書(案)
第22	発議第4号	甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
		の一部改正する条例 (案)
第23	発議第5号	甲良町長の辞職勧告決議 (案)
第24		議員派遣について
第25		委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員(11名)

1番	小	森	正	彦	2番	尚	田	隆	行
3番	Щ	田		充	4番	Щ	田	裕	康
5番	野	瀬	欣	廣	6番	阪	東	佐智	冒男
7番	宮	嵜	光	_	8番	丸	Щ	恵	
9番	木	村		修	10番	西	澤	伸	明
11番	建	部	孝	夫					

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

会議に出席した説明員													
町	長	野	瀬	喜り	く男		教	育	長	青	Щ		繁
総務部	果 長	中	村	康	之		教	育 次	長	中	JII	雅	博
会計管理	里者	福	原		猛		学校	教育語	果長	寺	田	喜	生
税務詢	果 長	大	野	けい	・子		総務	 務課参	事	村	田	茂	典
企画監理	!課長	熊	谷	裕	_		総務	課長	補佐	岩	瀬	龍	平
住民人権	課長	宮	Ш	哲	郎		建設力	k道課長	:補佐	寺	居	友	彦
保健福祉	:課長	Щ	崎	志伊	美系		建設力	k道課長	:補佐	丸	Щ	幸	志
産業調	果 長	西	村	克	英		呉竹1	センター	·館長	上	田	真	司

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋 本 浩 美 書 記 山脇理恵 (午前10時20分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達しておりますので、令和5年3月甲良町議会定例会第4日 目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 西澤議員、1番 小森議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。 町長。

〇野瀬町長 本日は、何かとお忙しいところご出席いただき、大変ありがとう ございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第28号は、権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについてで、住宅新築資金等貸付金返還請求につきまして、請求額の一部について権利を放棄し、和解しようとすることにつきまして、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号から32号については、和解契約につき、議決を求めることについてで、住宅新築資金等の貸付金の弁済が少額で、弁済の完了までが相当の期間を要することから、5年以内に弁済が完了することなどの和解条項契約を締結するため、地方自治法に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単でありますが、本日追加の案件につきまして、概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決をいただきますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○建部議長 次に、日程第2 議案第15号 甲良町個人情報の保護に関する 法律施行条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 15号から17号は関連をいたします。それで、その内容を含めて、討論させていただきます。

議案第15号 個人情報の保護に関する法律施行条例 (案) に反対を表明 します。

以下、理由を述べてまいります。

現行の甲良町個人情報保護条例は、個人情報保護のために細かな規定がな

されています。本議案は、この条例を廃止して、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一環である個人情報の保護に関する法律の改定に伴い、その適用を受け、施行に必要となる事項について定めるという内容です。このことから、改定された個人情報の保護に関する法律、つまり上位法そのものについて意見を述べさせていただきます。

いわゆるデジタル関連法が成立した当時の平井デジタル担当大臣は、「国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして、整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして、多様な主体が参照できるように整備していきます」と述べて、法案の狙いが特定の企業の利益のために、地方自治体が保有している大切な個人情報を利用することにあることを堂々と語っています。私たちは国民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。また、新型コロナウイルス感染防止のためにも、デジタル技術をすることを避けて通れません。しかし、政権に都合の悪い情報は隠したり、改ざんしたりする一方で、国民には個人情報を提供させようとしても、国民は納得できません。

議案第15号には、このように自公政権の重大な狙いが隠されていることを指摘しなければなりません。反対の理由の第1は、個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれがあるからです。既に国や独立行政法人は、大量の個人情報ファイルを非識別加工し、民間利活用の提案募集にかけています。プライバシーに関わる情報を個人が知らぬ間に行政から民間へデータ提供するのがこの制度です。さらに、本案は個人情報保護法制の一元化により、地方行政が独自に制定する個人情報保護の条例にも縛りをかけるものです。匿名加工した個人情報を外部提供するオープンデータ化を都道府県や政令市に義務化し、条例による個人情報のオンライン結合の禁止を認めないとしています。つまり、条件次第では行政機関が保有する個人情報を他の主体に提供できる場合が発生するおそれがあると言えます。

地方行政における個人情報保護の仕組みに風穴を空け、地方で築き上げてきた個人情報保護のための根本的な制度を崩すことになります。この法律が国会で審議されている段階から、地方行政が保有する膨大な個人情報を他機関や営利企業が取得するための極めて危険な法律だと警鐘を鳴らしている識者もおられます。

反対理由の第2は、地方自治に対する侵害です。現在でさえ、3割自治どころか、国庫支出を盾に地方行政は自治的、自主的な事業展開が制限されているのが現状です。本案では、国と地方行政の情報システムの共同化、集約を掲げており、国がつくる鋳型に納まる範囲の施策しか行えないになりかねません。

以上、プライバシー侵害のおそれ、また地方自治に対する侵害の2点の問題点を訴えて、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第3 議案第16号 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 先ほど述べた内容で、共通する内容になりまして、反対です。反対の討論とします。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第4 議案第17号 甲良町まちづくり条例の一部を改正する 条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 これについても、先ほど述べました討論の内容と共通しますので、 反対討論とさせていただきます。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第5 発議第1号 甲良町議会の個人情報の保護に関する条例 (案)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 発議第1号 甲良町議会の個人情報の保護に関する条例(案)に 対して、反対するものです。

議案第15号は、行政機関の個人情報の保護に関する法律施行条例(案)でしたが、その議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないことの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されることに伴い、甲良町議会個人情報の保護に関する条例(案)が提出されたところです。こちらもデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一環である個人情報の保護に関する法律の改定に伴う条例改定案です。先に審議されました議案第15号 甲良町個人情報の保護に関する条例(案)と同じ理由、すなわちプライバシー侵害のおそれ及び地方自治に対する侵害の2点の問題点を訴えて、反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第6 議案第18号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 年度末の補正でありますけども、議会で再議決ですね、再議の後も可決をされた町民への支援金、この金額を繰越明許にも計上しないという町長の内容でありました。その点が非常に私は容認できないことを述べて、その他のところでは補正の内容に限るわけですけども、反対の表明をさせていただきます。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第7 議案第19号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第8 議案第20号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。 (賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第9 議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算を議題と します。

まず、予算決算常任委員会の審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

山田裕康委員長。

〇山田裕康予算決算常任委員会委員長 令和5年3月22日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 山田裕康。

予算決算常任委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、審查結果。

議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算、原案可決。

議案第22号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和5年度甲良町下水道事業会計予算、原案可決。

議案第27号 令和5年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

2、審查経過。

議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

町税の滞納繰越分の計上の方法と、執行停止、時効の成立にならないよう分納誓約をするなど手続を踏むべきだが、どのような取組をしているのかとの問いに、滞納の調定に、3年ないしは2年の収納率の平均を掛けたものを予算化している。不納欠損を防ぐ取組は、まずは窓口での声かけ、通知や連絡を行う。自主納付の推進を基本とし、湖東分室との連携など地方税法に沿った処理を進め、不納欠損を防ぐようにしているとのことでした。

不納欠損の防止には分納誓約が必要だが、分納誓約が実行されない場合は

不納欠損になる。弁護士に委託し、裁判訴訟で支払い命令をすると費用が発生するが、職員が支払い命令などの法的措置を行うことはどうかとの問いに、税務課では裁判所の許可がなくても滞納処分ができるので、法令に沿って進めている。税務課以外で、職員が裁判所を通じた支払い督促を行う場合に発生する支払督促申立手続費用戻入について、予算化しているとのことであった。

財源確保の点で、町独自で収入を増やすにはどうしていくのかとの問いに、 ふるさと応援寄付金について、何らかの方策を立て、増やすことが一番の早 道である。財政健全化計画を立てたので、その改善プログラムに沿って取り 組みたいとのことでした。財政危機宣言の意味で、町民への住民サービスの 低下を招かないようにするため、町職員が主体的に改善努力をするとあるが、 職員だけの責任ではないと思うがどうかとの問いに、財政の厳しさを内外に 発信し、町民でも大枠で知ってもらうことである。内部の改善をしていく必 要があり、最上位計画の総合計画と、当面の過疎計画があるが、その計画と 行政施策が、リンクしていくことであるとのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の空調機点検事業300万円は、全体個数100カ所分の計上で、フロン排出抑制法に基づくが、全てを行わなくてもいいと思うので調べるようにとの問いに、簡易点検も含めての計上で、全ての数を上げたが、点検し、検討するとのことであった。

総務管理費のテレワーク推進事業の132万8,000円は、コロナが終息に向かっているのに必要なものかとの問いに、このコロナを教訓とし、民間や自治体もテレワークに取り組んできているが本町はできていない。この先何が起こるか分からないが、その際に行政サービスがストップする可能性も高い。また、DXの観点から進めていくことが必要であるとのことであった。

社会福祉費の補聴器購入助成事業60万円は、15人分を超えたら補正ということかとの問いに、申請状況に応じ補正対応をするとのことであった。

社会福祉費の介護予防一体的事業202万3,000円は、委託先が滋賀 県栄養士会ということだが、内容は何かとの問いに、75歳に達した方の糖 尿病予防のサポートで、健康教育、健康相談を行う。栄養士会だけでなく、 地域サロンでは、運動指導士の派遣など別の団体もあり、現存の事業を進め ていくとのことであった。

社会福祉費の保健福祉センター改修事業1,906万1,000円や、社会福祉施設修繕事業291万2,000円は、過疎債の対象かとの問いに、

保健福祉センターの改修事業は過疎債の適用で、社会福祉施設修繕事業は、 福祉基金の取崩しで充当するとのことであった。

児童福祉費の保育士確保事業 5 5 4 万 4 , 0 0 0 円について、保育士は待遇がネックで、給料面の改善などをしないと募集しても来ない、給料が高い都市部に流れて、取り合いになっている。民間に委託すれば解決する問題ではないと考えるがどうかとの問いに、待遇改善として、給与改善があるが、正職は他の職種との兼ね合いや、一律の給料表を使っているので難しい。会計年度職員については、保育士も含めて見直しをした。この派遣事業については令和 4 年度に補正し、1 名確保できた。このような手だてをしないと待機児童も出ることから予算要求したとのことであった。

保健衛生費の第3期食育健康推進計画及び健康増進計画策定事業511万円について、計画ができても、実践するのは職員である。その人員は足りているのかとの問いに、職員も策定委員会に入るので、現状と、町がめざすものとをすり合わせして計画を策定する。保健師などの専門職が足りないが、派遣保健師や会計年度の看護師など、職員の努力で行っているとのことであった。

商工費の官民協働事業委託において、摂南大学とのIoTを活用した農産物生産性向上事業300万円は、生産性向上や品質のレベルアップなどだがイメージやスタンスが分からない。農家へのフィードバックやアドバイス等がないと、今のままでは弱いがどうかとの問いに、パイプハウスに専用の機器を設置して温度、湿度等を測定し、農家のスマートフォンに送信するなど栽培管理を行う。測定されたデータや作物の画像を大学に送信することにより、農家と大学がデータを共有し、農家は大学から栽培に関するアドバイスを受け、品質向上を図るイメージであるとのことであった。

道路橋梁費の工事請負費について、300万円しか計上されていない。昨年は1,480万円の修正をしたが、基幹産業である土木零細企業への支援策が必要と思わないかとの問いに、趣旨は理解できるが、地方創生臨時交付金もなく当初予算にも計上できなかったとのことであった。分離分割発注などの支援対策ができないネックは何かとの問いに、品確法、すみません。ここで品格の「格」という字が間違っていまして、確実の「確」ということでちょっと訂正をお願いします。入札の公正、公平さからいくと、県、市町の基準はある程度決まってくるので、独自の工夫が要る。地元企業育成の面では何を育成するのか難しい部分があるとのことであった。

社会教育費の指定文化財修理補助金交付事業184万3,000円は、4つの事業があるが、全て町負担は4%かとの問いに、フダンザクラは5%、甲良神社は4%、西明寺の庭園は5%、西明寺の消防庫は25%で、町の文

化財等保存事業補助金交付に関する規程に基づいて交付しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第22号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

資産割は何年度から廃止の予定かとの問いに、令和6年度に資産割を廃止して、4方式から3方式へ変更していく計画であるとのことであった。滞納繰越分について、収入の見込みはどれくらいかの問いに、3年平均の収納率(約27%)で予算を見ているとのことであった。滞納額の半分の収納を目標として、取り組むべきではとの問いに、滞納は町の重要課題と認識している。特に国民健康保険は、離職されて加入する場合、退職理由によっては減免があるので周知をするなど、状況の把握に努めながら相談に応じているとのことであった。令和5年度中に策定予定の国民健康保険第3期保健事業実施計画について、基本は直営で策定し、データ分析等は委託するのかとの問いに、県内で比較しやすいよう県の提示するひな形を基に直営で策定し、専門的なデータ分析のみ委託する予定とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第23号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

医療制度について、どのような現状かとの問いに、令和4年10月から医療費の自己負担割合について、2割負担が新設された。団塊の世代が後期高齢者に移るので、後期高齢者が増えている状況である。国の取組に基づいて令和5年度から介護予防の一体的事業に取り組んでいきたいとのことであった。本町で医療費の自己負担割合が2割負担となる対象は、何人かとの問いに、令和4年10月時点で、112人とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第24号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

地域支援事業費の大幅な増の原因は何かとの問いに、主な原因は人件費であり、予算の組み方が変わった。包括的支援事業の人件費は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3名分を計上しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘あった。

議案第25号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

令和4年度の実績の内訳はとの問いに、町内の方が4区画、町外の方が1 区画、合計5区画とのことであった。

議案第26号 令和5年度甲良町下水道事業会計予算。

マンホールトイレはどのようなものかとの問いに、マンホールの上にテントを張り、トイレを設置。総合地震対策計画を基に、マンホールトイレを設置していくとのことであった。緊急防災・減災事業債を使えるのかとの問い

に、緊急防災・減災事業債は使えないが、社会資本整備総合交付金が使える とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第27号 令和5年度甲良町水道事業会計予算。

正楽寺の配水池の改修計画について、費用の積立てをするのかとの問いに、 配水池の修繕費用は、基金の積立て等も必要になってくるが、補助金が活用 できる場合もあるため、関係する部局に確認しながら予算を計上し、財源確 保していきたいとのことであった。

工事費は今後の工事計画を予算計上したのかとの問いに、工事費の5,3 35万円については、現在は水道のポンプ等の操作は自動操作であるが、万が一のときは職員が遠隔操作できるようにするためのパソコンが古いため、今回計上したとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。 以上。

- **〇建部議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。 ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。 阪東議員。
- ○阪東議員 質疑ではないんですけど、ちょっとフロンの関係で歳出のところで、総務管理の空調点検が300万、全体が100カ所ということで、フロン抑制法に基づく、全てを行わなくてもいいと思うのでというのは、これは全て行わなければならない。ただし、要は7.5キロワットアワー、10馬力以上のやつについては業者が点検をしなさいと。それ未満のやつに対しては、自己点検でいいですよと、自己の点検でいいと。それは送風機の自己点検をしなさい。要は、そこまでお金を使わなくてもいけますよという意味なので、これ全ては点検をせんとあかんというふうなことになるので、ちょっと間違わないでほしいなというふうに思います。
- ○建部議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

- **〇建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 ここで、議事の都合により、副議長と交代をします。副議長、お願いしま
- 〇丸山副議長 それでは、議事を進行します。

それでは、議案第21号の討論、採決の前に、建部議員から、令和5年度 甲良町一般会計予算に対する修正案が提出されていますので、これを議題と します。

発議第3号について、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 発議第3号の提案説明を申し上げます。

1ページでございます。

議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算に対する修正案。

議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「38億4,814万7,000円」を「38億8,074万7,000円」に、3,260万円を増額して、それに改めるということでございます。

内容につきましては、3ページの事項別明細書を見ていただきたいと思います。

まず、歳入の部でございます。基金の繰入金として「9,741万円」を「1億3,001万円」に改めるもので、3,260万円の追加でございます。

歳出でございますが、総務管理費の中において、一般管理費、12の委託料でございます。弁護士の業務委託としまして「454万1,000円」見ていたものを「304万1,000円」に改め、150万円を減額するものでございます。これにつきましては、不足が生じた場合、補正対応でお願いをしたいと思います。

次に、民生費の社会福祉費の総務費でございますが、18の負補交、これにつきましては、兼ねてというか、昨年の9月の補正の修正のときから始まっております子育で・非課税世帯、そして追加で所得200万以下の世帯が増えてきましたが、それ以外の世帯に対する給付金5万円というのを予算要求、修正をいたしまして、未執行に終わりました。未執行というか、執行しないということになっておりますその件でございますが、今回、若干内容を変えまして、課税対象所得700万円、もしくは町民税所得割額42万円。42万円の根拠は、700万円の6%に係る町民税のことでございます。その700万円の金額の合計額、その世帯への所得者が合算した金額が700万円というところでございます。その世帯に3万円を給付すると。5万円から3万円に下げたものでございます。ただし、今回、町税と町の徴収金に滞納がある世帯には給付しないというところで1、710万円の計上でございます。

次に、4ページの農業振興費の中にありまして、18の負担金補助及び交付金の中に農業振興支援事業として、新たに零細農家への支援策として、耕作面積に基づきまして200万円の追加予算でございます。

次に、土木費の道路橋梁費の中における工事請負費でございますが、30

0万から1,800万、1,500万円の追加修正でございます。これは建設業者の経済回復支援、工事支援事業なんですが、過去3年間、取り組まれておりましたが、今年も予算が計上されていませんでしたので、昨年、1,480万円の計上とほぼ同額の1,500万の計上で修正をしたい、そういうことでございます。

なお、ここには表していませんが、附帯事項として、口頭で申し上げます。 2款1項6目の電子計算費の中に11節 役務費で53万6,000円、12節 使用料及び委託料で79万2,000円の計132万8,000円を計上しているテレワーク推進事業でありますが、よその団体がしているからではなく、本当に甲良町としてそのテレワークが必要なのか、再度検討して、再考を求めるものでございます。

以上、今回、このような内容でもって、当初予算の修正案を提出します。皆さんのご賛同よろしくお願いします。

〇丸山副議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。質疑はないで すか。

(「なし」の声あり)

- ○丸山副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、議案第21号及び発議第3号について、併せて討論はありませんか。 10番、西澤議員。
- 〇西澤議員 10番、西澤です。

原案に反対し、修正予算に賛成する立場で、以下、意見、理由を述べてまいります。

野瀬町長提出の原案について、まず何よりも指摘したいのは、昨年10月3日に発出された令和5年度予算編成方針の中に、町民がどんな状況に置かれているのか、現状認識が述べられていないことです。その結果として、今、甲良町民、老いも若きも暮らしにおいて直面している物価高騰、人口激減、子育て、教育に係る負担など、命と暮らし、営業、生業をどのように守っていくのか、支援していくのか、こういう道筋、筋道、施策の一端が極めて弱いことです。基本的には、この欠陥が全てだと言えます。その中にあって、住民の請願が採択され、決議となった補聴器購入補助の予算が計上されたこと、町独自の子育て支援の出産祝い金、これはさきの議会ですが、国の伴走型支援策と併用して維持されたこと、この2つは、町民の切実な願いの反映であり、根強い世論となって、議会の議論の結果、実現したものと考えます。

財政危機宣言に関わって、町長は財政調整基金を10億円まで積み立てる目標をしきりに述べています。しかし、その根拠は、何度質問しても、目的、必要性について、具体的な説明がありません。使い道のはっきりしない将来

の備えよりも、今困っている町民の暮らし、子育て、営業を支援することこ そ、身近な行政の役割ではないでしょうか。

原案に盛り込まれたマイナンバーカード普及事業、インボイス対応事業は、 政府の押しつけによる事業で、容認できないことを申し上げておきます。提 出された令和5年度一般会計予算の修正案は、町民の暮らしと小零細事業者 の支援、補聴器購入補助の予算と併せて、家族農家の支援が盛り込まれてい ます。これは予算額としては少ないものですが、原案にはない、町民の暮ら し、農家支援で歓迎できるものです。

野瀬町長は、町民要求、行政とのトラブル解決のために、町民と正面から向き合うのではなく、弁護士委託を多用してきました。この姿勢にブレーキをかける意味でも、弁護士費用、委託料が減額されています。小零細事業者の経営支援については、様々な工夫が必要です。今回は工事などの発注費用を予定していますが、借入金の利子補給、リース料、光熱費、賃貸料など、固定経費を一定の割合で補填をする方法も検討の価値があると思っています。また、テレワーク推進事業は甲良町役場として必要なものか、疑問が残ります。

感染拡大が激しくなり、あるいは様々な不測の事態が起こり得ることですが、提案者が述べられているように、執行しないことが望ましいと思います。 東こども園空調機設備事業、西こども園音響設備更新事業については、競争 原理が機能するように、公正な入札執行において無駄な費用とならないよう 注視する必要があります。

最後に、地方行政にも大きな影響をもたらす国政の動向に若干触れないわけにはいきません。何といっても、岸田内閣の軍事拡大、大増税路線の暴走は、戦争は二度と起こさないと誓った憲法第9条に真っ向から違反をし、ましてや敵基地攻撃能力を保有するとすれば、相手もそれに勝る軍事力を保有し、まさに軍事対軍事の最悪のエスカレーションとなるのは明白です。この軍備大増強のための大増税、5年間で43兆円つぎ込む計画は、国民の暮らし、医療、教育、さらには地方への予算を圧迫せざるを得ません。政党、立場は違っても、ミサイルよりも農業、暮らしを教育をと声を上げ、戦闘機よりも地方の振興をと訴えていくよう、心から呼びかけまして、討論とさせていただきます。

〇丸山副議長 ほかにありませんか。

5番、野瀬議員。

○野瀬議員 5番、野瀬です。

私、修正案についてなんですけども、これ、中身は別といたしまして、全 協で宮嵜議員が話ししたように、事前協議がなされていないと。やはり、こ ういう内容については、町側と議会がじっくり事前協議をして対応するべき だということで、この修正案に対しては、私は反対したいと思います。

〇丸山副議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山副議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、議案第21号 令和5年度一般 会計予算について採決します。

お諮りします。

ただいまの修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山副議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。それでは、議長と交代します。

〇建部議長 次に、日程第10 議案第22号から日程第15 議案第27号 を一括議題とします。

予算決算常任委員会の審査報告書は先のとおりです。

それでは、議案第22号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは以前からも繰り返していますけれども、県一本の事業体に変更をして、そして保険料、税料ですね、国民健康保険税の金額を統一していくという方向で、令和6年度をめどにと、だけども、なかなか難しいというので、3年の猶予を持っているということで説明がありました。こういう点でも、地方の状況を加味する、つまり地方独自が考えていくということを上から潰していくことにもなります。そして、何よりも、やはり払いたくても払えない、ないしは払えないから大変横着になって、ずっと払わない、そういう状況が生まれています。ここを改善していく上でも、国の手当てが必

要です。以前から、国庫金の減額が25%されてきました。これを元に戻す、それから県がもっと支援をして、命と健康を守る、こういう立場で、県の支出を増やすということを求めて、私は、町の責任も一端ありますけども、中心的には、国、県の姿勢が反映しているということで、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険の保険料は、当初2000年に始まったときから、基本金額2,000円台で始まりました。現在6,900円です。これでも足りないという状況がそれぞれ生まれています。その点でも健康なお年寄りを育成していくと。

(発言する者あり)

○西澤議員 ごめんなさい。すみません。後期高齢ですね。

罹病率の高い高齢者を1枠に囲って、保険料も、それから治療の制度もこの後期高齢、つまりお年寄りに負担がかかる仕組みになっています。国、県の支出は大変少ない状況になっています。こういう点でも、この会計システム、それから医療制度の在り方が大きな問題になっています。私も誕生日を迎えますと後期高齢者になります。こういう点でも、容認できないことを表明させていただいておきます。

〇建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

賛成多数であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどは失礼いたしました。

介護保険事業、当初始まった2000年のときには、2,000円台の保険料でありました。全国的にも大変安い金額から始まっていますが、高いところでは年間1万円近くになるところもあります。甲良町は6,900円。あまりにも高過ぎる。しかも、利用者は約2割というのが全国的な平均となっています。その点でも、国、県の支出が大変弱いですし、そして介護という大事な仕事、そして高齢になっても人間の尊厳を維持しながら最期を迎える、こういう事業から見ても、国、県の手当てはうんと増やしていく必要があるというように思いまして、これも反対討論とさせていただきます。

〇建部議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について討論はありませんか。

丸山議員。

〇丸山議員 墓地公園のことに関しては、まだ数はようけ余っているとかあるんですが、ぼちぼちでありますが、町の広報などで移転などの補助金が出るとかということも、この頃町民の皆さんも少し分かってくれる方もいますので、こういう地道に活動していただいていることに関して、賛成したいと思

います。

〇建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

賛成者全員であります。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度甲良町下水道事業会計予算について討論 はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度甲良町水道事業会計予算について討論は ありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 水道事業については、命をつなぐ大事な事業です。そこで、盗水事件が以前起こり、そして特別委員会が設置されて、盗水がなくなるようにということで、審議がありました。その段階でもなかなか盗水の疑惑は一切ありませんと、盗水ゼロ宣言ができる町にぜひしてほしいというように求めてまいりましたが、なかなかありません。今年度、地道にメーター交換などを通じて、また様々な広報を通じて、盗水がなくなる、盗水ゼロの町という明るい宣言ができる事業として取り組んでいただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第16 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

〇丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第28号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについてでございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求める。

- 1、放棄する権利及び和解の概要です。
- (1) 放棄する権利及びを和解の内容。

大阪高等裁判所令和4年(ネ)第1722号貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、その一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するもの。

(2) 放棄する権利の金額でございます。

残元金及び利息の合計249万2,168円に昭和60年11月21日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合によるとしている遅延損害金(控訴時点では998万5,656円となっております)、それを加えた総額から、別紙和解条項案の1項に記載の30万円を差し引いた額となっております。

2、関係人の所在地及び氏名、3、裁判所、4、事件名は表記のとおりで

ございます。

5、放棄及び和解の理由です。

本事件については、時効成立を認定され大津地裁において棄却された事件の控訴審であり、消滅時効の援用が認められるかどうかを争うものである。 裁判官の提案する和解案では、一部ではあるが入金を得られ紛争が早期に解 決することを勘案し、請求額の一部について権利を放棄し、和解しようとす るものでございます。

6、授権事項。

町長が必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

- (1) 趣旨を損なわない和解条項の軽微な修正。
- (2)本件に関し、和解に代わり民事調停法第17条の規定による調停に 代わる決定が行われた場合で、その決定が本件和解条項案の趣旨と相違ない とき、異議を申し立てないことの決定。

以上でございます。

- **○建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤委員。
- ○西澤議員 1点目は、時効成立によって一審敗訴、これは間違いないんですね。

それから、2つ目は時効成立について、町長がどういうように考えているか、見解を聞きたいというように思います。

3つ目は、資料1の、全協で配られました資料1を見ましても、約210万、和解金を差し引きますと当初元金、約定元金が248万8,000円です。その点でも210万の損害を与えています。こういうことについて、やはり町は時効成立をする段階、これ、私も思い出しましたが、時間限定で判決書を議会に配られました。目を通すことができました。ですけども、その中身は町が請求行為を怠ったというのがずっと続いています。つまり、同和対策事業でのトラブルがありましたけども、請求そのものをきちんとしなかったというのが認定された格好になっていたというように思います。

その点でも、町のルーズさ、財産管理のルーズさが問題視されて敗訴する、こういう状況です。ですから、町長は重く受け止めていく必要があると思うんです。しかも、210万の元金が、損害を与えてしまっているということも含めて、町長はきっちりとした総括を町民に説明する必要がある。もちろん議会で説明する必要があると思いますが、この3点、お聞かせください。

- 〇建部議長 町長。
- ○野瀬町長 全協でもありましたように、貸付金の昭和60年代からの長年の 事案でございました。経過はいろいろありましたが、町の貸付に対する契約

行為と、それから貸付金の成立については認められているところでありますが、一審において時効成立棄却ということになりまして、今回、控訴審におきまして、まあ元金、法定利息ということはこれまでキープをしてきたんですが、この事案だけはそういうわけにいかず、30万円という和解金で解決ということになりまして、この間の行政事務については、反省要素はいっぱいあるというふうに認識しているところであります。今回、この和解についてご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 私もこの方の事案について相談に乗ったことがございます。私の見解は、払うもんは払うべきという立場で接してまいりました。しかし、同対事業の不始末、それから町の対応が不誠実だという理由で支払いを止めていた。本人いわく、払うつもりはあるんですよということなんですね。それに対して、一切、正式な請求手続、それから時効停止の手続を町がしなかった。その上で、同対事業の不始末や足りなかったところを町として反省を求める、こういう立場で本人さんも臨んでいけば、最後まで私は支援をしましたけども、やはり払うものは払わない、こういう状況になっていましたので、手を引かせていただきましたが、町としては、最終的に210万の損金を与える、そして時効成立がこの段階でも確定するわけですね。ですから、この問題については、きちんと町長としては、町として、担当課も含めて、総括をして、次の反省に臨んでいくというのが大事だと思いますが。
- 〇建部議長 町長。
- ○野瀬町長 そもそも貸付金でありますので、貸付金徴収をするという原理原則からすると、この事案は事業絡みという点で、今日まで解決に至らなかったという点については、この間の事業の取組推進についてを総括、反省すべきであるというふうに感じているところでございます。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 ですから、請求金額からすると1,217万余り放棄をする、そして元金からすると210万の損金を与える、こういうような状況を、請求しなかったこと、それから同対事業に関わって、事業に関わるいろんな不祥事の点で金額的にそういう相手に迷惑をかけた、言うてみたら、保証金みたいなような状況で1,200万の権利放棄、それから町としては、実損210万という差引きをした。こういうような、裁判官が考えたのか、それともどういう根拠は抜いて、よう、解決するときには幾ら払ったらこれで終わりましょうというように、根拠がないまま、後で理由づけをする場合は幾つもありますけども、どういう状況で和解提案という内容になったのか、担当課の方が知られていたらいいと思いますし、町長がそのことを知られていたら、

ご説明をお願いしたいと思います。

- 〇建部議長 建設水道課長補佐。
- ○丸山建設水道課長補佐 今回の和解に関しまして、第一審の方では敗訴という形になって、控訴審の中で和解の和解案を双方に主張をしながら締結できるように内容を練ってきたところなんですけれども、被控訴人の要は借り受けていただいた方が正直なところ、幾ら解決金として払えるのかという裁判所からの問いがありました。それで、この金額であれば払うということでありましたので、その意思表示を受け入れるという形で、今回和解条項を結ばせてもらうという形になります。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 最後に、一番知りたいことが出てまいりました。つまり、裁判所の提起ですけども、本人からこの30万は払えるようということから、和解に進んだという内容が、そういう内容だったんですね。分かりました。確認していただいたら結構です。
- **〇建部議長** 建設水道課長補佐。
- ○丸山建設水道課長補佐 そのとおりでございます。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。 山田議員。
- 〇山田裕康議員 ちょっと分からないので、聞くんですけど、町長は時効という言葉を言われたんですけど、それならここに何件もこの前から裁判していて、時効というのはどういうことを時効になる、何年が時効になるんですか。 そうすると、今までやってきた中にも時効が成立しているのは幾らでもあったと思うんですけど、その点、ちょっとお聞かせください。
- 〇建部議長 総務課参事。
- ○村田総務課参事 すみません。時効については、貸金につきましては、10年というふうになっております。今まで裁判を行ってきた中では、10年遡るまでの間に本人が一部支払った、あるいは書面で、要するに貸付を認めるというような書面があった場合は、時効の中断、法令が変わって、時効の更新ということになりまして、10年間の間に何らかの行為がされていたら、それが再スタートすると、10年が再スタートするというふうな制度になっております。

今回の案件ですと、本町が本人から提出を受けた文書について、その内容が不十分であるというような認定を第一審で受けたというふうな形で記憶しております。

- **〇建部議長** 山田裕康議員。
- **〇山田裕康議員** それは本人に対してはあったんですけど、保証人に対しては

一向に10年以上なかったりしたら、これは関係ないということで、保証人も10年以上知らなんだとかいうことで、何人の方も聞いているんですけど、そしたら、この保証人に対してはもう時効ということになってる、なるんじゃないですか。ちょっとここら辺が分からない。

- 〇建部議長 総務課参事。
- ○村田総務課参事 連帯保証人ということになっておりますので、本人請求、 今は法律が変わったので、令和2年以降についての事案については変わって くるんです。以前については、本人に請求したものは連帯保証人にまで及ぶ というふうになっていたと聞いております。
- **○建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 質問でも申しましたけども、やはり貸金の業務、つまり町が経済 行為を行うという点で、もう財産の管理は大変、税金や料、いろんな支払い ももちろんそうですけども、経済行為の中で管理が本当に曖昧になっている、 ルーズになっているというのがあります。この際、本当に襟を正して、財産 管理をきっちりとしていくということを求めて、裁判所の和解勧告でありま すので、賛成とさせていただきます。
- **○建部議長** ほかにありませんか。 宮嵜議員。
- **〇宮嵜議員** 賛成討論をさせていただきます。

この案件は、大阪高裁ということで、この議会の議決をもってなければ和解ができないという案件だと思うんです。したがって、速やかに賛成すべきだと思います。これ、後から続くこの29号とかは地裁案件でありまして、私の知るところによりますと、和解をもって議決をいただく。これ、高裁の場合は逆なんですね。議決をしなければ和解できないというあれなんですね。速やかに賛成しなければならないと思っております。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第17 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第29号 和解契約の締結につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第29号 和解契約の締結につき、 議決を求めることについてでございます。

次のとおり和解契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第10号 及び第12号により、議会の議決を求める。

1、和解契約書。

別紙案のとおりでございます。

- 2、和解契約の概要です。
- (1)和解の要旨。

ア、借受人の相続人らは町が貸し付けた金額のうち、未払い元金と未払い 利息、またその遅延損害金を、別紙和解契約書案第3項記載のとおり認める。

イ、借受人の相続人らは、上のアの金額を連帯して和解契約書(案)第4項のとおり分割して支払う。

ウ、借受人の相続人らが2回以上支払いを怠った場合、借受人の相続人らは既払い金を控除した残額を直ちに支払う。

工、借受人の相続人らが和解契約書(案)第4項第1号及び第2号の支払 い義務を期限の利益を喪失することなく履行した場合、町は同項第3号の支 払い義務を免除する。

(2)和解による支払い額。

アからウ、表記のとおりとなっております。

- 3、関係人の所在地及び氏名は、表記のとおりとさせていただいております。
 - 4、和解の理由でございます。

本件の関係人については、貸付金弁済が少額ながら継続していたが、弁済の完了まで相当の期間を要することから、催告の上交渉を行ったところ、一括弁済は難しいものの、毎月の弁済金につき借受人の相続人の1人から増額の提案があったものでございます。

上記により履行意思が確認できること、またこの和解契約によりまして、 5年以内に弁済が完了することを勘案し、当初約定元金及び利息の弁済が完 了した場合は遅延損害金の一部についての権利を放棄することを認め、和解 しようとするものでございます。

5、授権事項。

町長は、必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

(1) 趣旨を損なわない和解契約内容の軽微な修正。

以上でございます。

○建部議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第18 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第30号 和解契約の締結につき、議決を求めることに ついて。

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 議案第30号 和解契約の締結につき、議決を求め

ることについてでございます。

次のとおり和解契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第10号 及び第12号により、議会の議決を求める。

1、和解契約書。

別紙案のとおりでございます。

- 2、和解契約の概要。
- (1)和解の要旨でございます。

ア、関係人らは、町が貸し付けた金額のうち、未払い元金と未払い利息、 またその遅延損害金を、別紙和解契約書(案)第1項記載のとおり認める。

イ、関係人らは、上のアの金額を連帯して和解契約書(案)第2項のとおり分割して支払う。

ウ、関係人らが2回以上支払いを怠った場合、関係人らは既払い金を控除 した残額を直ちに支払う。

エ、関係人らが和解契約書(案)第2項第1号及び第2号の支払い義務を期限の利益を喪失することなく履行した場合、町は同項第3号の支払い義務を免除する。

(2)和解による支払い額。

アからウの記載のとおりとなっております。

- 3、関係人の所在地及び氏名も記載のとおりとなっております。
- 4、和解の理由です。

本件の関係人については、貸付金弁済が少額ながら継続していたが、弁済の完了まで相当の期間を要することから、催告の上交渉を行ったところ、一括弁済は難しいものの、残額のうち300万円の弁済があり、残る金額について毎月の弁済の同意を得られたものでございます。

上記により履行意思が確認できること、またこの和解契約により5年以内 に弁済が完了することを勘案し、当初約定元金及び利息の弁済が完了した場 合は遅延損害金の一部についての権利を放棄することを認め、和解しようと するものでございます。

5、授権事項でございます。

町長は、必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

(1) 趣旨を損なわない和解契約内容の軽微な修正。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第19 議案第31号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象のため、岡田議員の退席を 求めます。

(2番 岡田議員退席)

〇建部議長 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第31号 和解契約の締結につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

〇丸山建設水道課長補佐 議案第31号 和解契約の締結につき、議決を求めることについてでございます。

次のとおり和解契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第10号 及び第12号により、議会の議決を求める。

1、和解契約書。

別紙案のとおりとなっております。

2、和解契約の概要です。

(1)和解の要旨。

ア、借受人は、町が貸し付けた金額のうち、未払い元金と未払い利息、またその遅延損害金を、別紙和解契約書(案)第1項記載のとおり認める。

イ、借受人は、上のアの金額を和解契約書(案)第2項のとおり分割して 支払う。

ウ、借受人が2回以上支払いを怠った場合、借受人は既払い金を控除した

残額を直ちに支払う。

工、借受人が和解契約書(案)第2項第1号及び第2号の支払い義務を期限の利益を喪失することなく履行した場合、町は同項第3号の支払い義務を 免除する。

(2)和解による支払い額。

アからウ、記載のとおりとなっております。

3、関係人の所在地及び氏名。

記載のとおりとなっております。

4、和解の理由でございます。

本件の関係人については、貸付金弁済が少額ながら継続していたが、弁済の完了まで相当の期間を要することから、催告の上交渉を行ったところ、一括弁済は難しいものの、毎月の弁済金の増額の同意を得られたものでございます。

上記により履行意思が確認できること、またこの和解契約により5年以内 弁済が完了することを勘案し、当初約定元金及び利息の弁済が完了した場合 は遅延損害金の一部についての権利を放棄することを認め、和解しようとす るものである。

5、授権事項でございます。

町長は必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

(1) 趣旨を損なわない和解契約内容の軽微な修正。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は可決されました。

岡田議員の入場を許します。

(2番 岡田議員入場)

○建部議長 次に、日程第20 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 和解契約の締結につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

- ○丸山建設水道課長補佐 それでは、議案第32号 和解契約の締結につき、 議決を求めることについてでございます。
 - 1、和解契約書。

別紙案のとおりとなっております。

- 2、和解契約の概要です。
- (1)和解の要旨。

ア、借受人は、町が貸し付けた金額のうち、未払い元金と未払い利息、またその遅延損害金を別紙和解契約書(案)第1項記載のとおり認める。

イ、借受人は、上のアの金額を和解契約書(案)第2項のとおり分割して 支払う。

ウ、借受人が2回以上支払いを怠った場合、借受人は既払い金を控除した 残額を直ちに支払う。

工、借受人が和解契約書(案)第2項第1号及び第2号の支払い義務を期限の利益を喪失することなく履行した場合、町は同項第3号の支払い義務を免除する。

(2)和解による支払い額です。

アからウ、記載のとおりとなっております。

3、関係人の所在地及び氏名です。

記載のとおりとなっております。

4、和解の理由です。

本件の関係人については、貸付金弁済が少額ながら継続していたが、弁済の完了まで相当の期間を要することから、催告の上交渉を行ったところ、一括弁済は難しいものの、毎月の弁済金の増額の同意を得られたものでございます。

上記により履行意思が確認できること、またこの和解契約により5年以内 に弁済が完了することを勘案し、当初約定元金及び利息の弁済が完了した場 合は遅延損害金の一部についての権利を放棄することを認め、和解しようと するものでございます。

5、授権事項でございます。

町長は、必要に応じ、次に掲げる行為をできる。

(1) 趣旨を損なわない和解契約内容の軽微な修正。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 これは済みました4つともに関連することなんですけども、29から32号ですね。全協で配られた資料2のところで、ABCDが書かれています。資料1については、権利放棄がはっきりしているので、この債権放棄額というのが出ています。和解の中に全てを完了した場合、遅延損害金は免除するというようになりますので、今後どういうふうに発生するか分からない。だから、金額は記載していない。今の段階で権利放棄する金額は幾らになる予定かということ自体も、ここで記載、説明していただくことはできますか。
- 〇建部議長 建設水道課長補佐。
- ○丸山建設水道課長補佐 今回、和解契約につきましては、将来にわたって、もし2回遅れることなく履行していた場合には、遅延損害金を免除するというような内容になっております。なので、記載は、金額の記載はしてはいないんですけれども、議決を得る段階におきまして、96条の第10号の方で、放棄、一部の放棄の形については、議決を将来にわたっていただくという形で今回提案させていただいております。払っていただくまで、ちょっと遅延損害金の方が算出ができないという状況になっておりますので、今回金額の方は載せていないということになっています。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 予測ですけど、将来、遅延損害金を免除する状況が生まれたとき、 どのぐらいが、どれだけの金額が権利放棄するのかというのは、しかるべき ところでまた説明いただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願いし ます。
- ○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第21 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を 求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和5年3月22日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、木村修、山田裕康、山田充、岡田隆行。

- **〇建部議長** 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。 西澤議員。
- ○西澤議員 それでは、意見書(案)を提案させていただきます。

精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書(案)。

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で国民の重要5大疾病中1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困り事は人それぞれで違っていて、回復にとても時間がかかります。中には「ひきこもり」など、他人とのコミュニケーションに困難を抱えておられる方が多く、他の身体・知的障害者と比べ、雇用数、就労定着率はとても低く、経済的自立は大変困難な状況です。家族会の全国組織が実施したさきのアンケート調査結果によれば、平均月収は約6万で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保健医療費の助成は精神科通院のみで、それ以外は一般の3割負担になっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成されていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることもまれではありません。「からだ」あっての「こころ」です。過日、NHKで放映されたETV特集「ドキュメント精神科病院×新型コロナ」(2021年7月31日付)ですね。「精神科病院で身体の病気が起こったときに、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県では既に精神障害者保健福祉手帳の保有者へは医療費助成を行っています。滋賀県においても、滋賀県保健医療計画には「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して暮らすことができる」ように充実する方向がうたわれており、助成制度の一層の拡充が求められています。

以上のことから、政府(知事)におかれましては下記の事項を措置されるよう強く求めるものです。

記。

1、精神障害者の「こころ」と「からだ」が安心して医療にかかることができるよう、医療助成制度を拡充するため、精神障害者の入院医療費、及び精神科以外の受診においても、身体障害者、知的障害者と等しく、医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日。

宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長、そして 滋賀県知事です。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長、建部孝夫と議案はなっています。

そこで、同じような内容を国と、それから県知事に提出をしますので、それぞれ内容は同じのを送付というようになりますので、ご理解をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

請願の段階で、関係者、家族会の方々の意見を聞く。趣旨説明を聞いて、 そして真摯に私たち議会が受け止めて、請願を採択されました。先ほど、全 協の段階でも言いましたけども、大変喜んでおられます。他の市町がどうな ったかは聞いておりませんが、先日の団体さんは、米原市、それから多賀町、 それから豊郷町にも請願をされて、豊郷町は請願が採択されたというように 聞いています。20日の本会議で可決されたかどうか、ちょっと聞いており ませんけども、そういう状況で、風穴を空けて、医療制度の拡充を求めてい きたいと思いますので、皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論をさせていただきます。

今も意見書の中身、一番上に誰でもがかかる可能性がある病気というふうに書いておられます。先日、私は新聞記事でちょっと読ませてもらったことがあるんですが、やはり同じように精神疾患はストレスが大き過ぎると、誰でもなり得るというようなとんでもないことが書いていましたので、何事もストレスなんかなというふうに思っています。また、差別や偏見は根深く、家族で抱え込みがちですかということを、先日、家族会の方も申されておられました。隠される家族が沢山おられるんですわというようなことが言っておられたのをまだ覚えております。だから、この意見書がその精神障害の方々の家族の一役になるのであれば、賛成したいということで、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

〇建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

- ○丸山議員 私も精神障害者の本人自体も大変だと思いますが、やっぱり周り、 家族、皆さんが非常にお金のかかることもあり、非常に大変だと思いますの で、この件に関しましては賛成したいと思います。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

日程第22 発議第4号を議題とします。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

〇丸山副議長 それでは、議事を進行します。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 発議第4号。

令和5年3月22日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員、西澤伸明、野瀬欣廣、山田裕康、岡田隆行。

甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例(案)。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条 第2項の規定により提出します。

〇丸山副議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

11番、建部議員。

○建部議員 発議第4号について、提案を申し上げます。

甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例でございます。

甲良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「28万円」を「25万円」に改めるものでございます。 なお、先ほどの全協でも話がございました。この条例、報酬の金額につき まして、継続するか元に戻すかという協議を12月議会に皆さんとご相談を 申し上げたということを申し添えて、提案といたします。よろしくお願いし ます。

〇丸山副議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番、西澤議員。

○西澤議員 私は、議長は議会を内外とも代表して、公務も多く務められることから、議員と比較して報酬に差をつけることについては、理解をしています。ただ、その差額が多過ぎるのは好ましくないと考えています。今回、建部議長自らの提案で減額することを歓迎するものです。

以上です。

〇丸山副議長 ほかにありませんか。

7番、宮嵜議員。

○宮嵜議員 賛成討論をしたいと思います。

当初は反対しようと思っていたんですが、今、提案者、建部議長自ら、1 2月議会で再考すると、皆さんの意見をもう一度聞いて、来期に向けて決め たいというのを聞きましたので、賛成したいと思います。

〇丸山副議長 ほかにありませんか。

6番、阪東議員。

○阪東議員 6番、阪東です。

社会的な要因を鑑みますと、やむを得ないかなというふうに思うんですけれども、やはり重要な職務なので、あまり給料を削るということは好ましくないと思うんですけれども、できるだけ早く、また回復して、元に戻るように期待をします。内容については賛成をさせていただきます。

〇丸山副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇丸山副議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第4号は可決されました。

それでは、ここでまた議長と交代します。

○建部議長 次に、日程第23 発議第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 発議第5号。

令和5年3月22日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員、山田裕康。

養成者 甲良町議会議員、西澤伸明、丸山恵二、阪東佐智男、山田充、小森正彦。

甲良町長の辞職勧告決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

- **〇建部議長** 本案については、山田裕康議員から提案説明を求めます。 山田裕康議員。
- 〇山田裕康議員 甲良町長の辞職勧告決議 (案) ということで、朗読をもって

代えさせていただきます。

甲良町長の辞職勧告決議(案)。

本議会は、甲良町長野瀬喜久男君の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和5年3月22日。

甲良町議会。

理由。

私たちは、令和4年7月25日にも野瀬町長の辞職勧告決議を可決した。そのときの理由は、①町長は「行政力の再生」、「職員力の向上」、「日本一の甲良町にする」と公約したことが何も果たせていない。むしろ、行政力は低下し、職員力は落ちている。②町長は、協議で結論や指示を出しても、また議会でそのようにしますと決めたことでも、すぐ気が変わり、撤回、変更することが多く、優柔不断である。③職員の停職処分をめぐる裁判で敗訴したが、弁護士や議会が判決理由からして勝ち目がないから控訴は断念すべきとの意見をしたが、聞く耳を持たず控訴してしまった。結果、控訴棄却で敗訴した。そのとき、町長は責任を取って辞職すると言っておきながら、無謀にも最高裁へ上告した。等が理由であった。

今回はさらに、④町長は、議会提案の給与を40%減額(3件の不正行為 が原因)を受け入れて約3年、このほど、40%減額をゼロに戻して、給与 100%支給せよと議会に提案してきたが議会は否決した。町長は県知事に 審査を申し立てたが、「町長提案を否決することは議会の権限を超え法令に 違反するものではない」、「申立てには理由がない」と棄却の裁定を下され た。町長は、3件の不正行為の責任を取ることもなく、償いもしていない。 ⑤国の臨時給付金対象外世帯への5万円給付事業において、再議に付され特 別多数決で議決されたが、議会議決を無視して執行しないとの行動に出た。 これは、町民や議会への背信行為である。⑥さきの職員の停職処分をめぐる 裁判において最高裁は、上告に理由がないと棄却した。実体的内容に触れず に、いわゆる門前払いである。町長は、この期に及んでも反省と謝罪がない。 どう責任を取るのか。⑦「ご当地ナンバー」導入については、昨年8月に彦 根市長の提案により愛知、犬上の4町長に呼びかけたが、甲良町長だけが即 賛同し独断で進めてきた。ところが、議会には3月3日の全員協議会で初め て議題に上げ、3月10日には彦根市とともに、導入申込書を県に提出して いる。彦根ナンバーを導入したら滋賀ナンバーが使えないことを町民に周知 しなければならない。

最後に、今後の町行財政課題は大きくて多いが、現状の野瀬町長の政治姿勢、人間性からして、困難であり、到底なし得ない。

よって、野瀬町長では、町の発展、向上は望めないことから直ちに辞職するよう強く勧告する。

以上です。

- **○建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 全体賛同するんですけども、ここの③ですね。「最高裁へ上告した。などが理由であった」。つまり、以前の辞職勧告決議ですけども、その後、最高裁に上告をして、却下ですね。棄却です。いわゆる門前、これも門前払いになったことについては、その内容は盛り込まない。それとも抜けていたということでしょうか。何か考えがあってのことなのか、説明願いたいと思います。
- **〇建部議長** 山田裕康議員。
- 〇山田裕康議員 今の件につきましてですね。最高裁の方は門前払いというか、もう審理にも付されなかったということがもう明らかです。これに対しては、やっぱり最高裁では憲法についての違反がある場合は取り上げる。ですから、このほかに関してはもう取り扱わない。また、それ、最高裁まで上げる理由がないということで門前払いということなんです。それで、それに対してこの場で書くのは、ちょっと門前払いという形で書けば大体分かることですので、そのようにさせていただいたということです。以上です。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 この後、今回はさらにというので、最高裁に上告をしたが、門前 払いであったというのを④の前に入れるということでいいんでしょうか。僕 は入れた方がはっきりしてくると思いますので、提案の補強をお願いしたい と思っていますが、どうでしょうか。
- **〇建部議長** ちょっと待って。西澤議員、今のはずっと来て、6番目にそのことが書いていませんか。
- ○西澤議員 そうか。すみません。そうやね。
- **○建部議長** というのは、これは7月25日以降に最高裁の判決というか、棄却があったので、一応、これ6番に来ていますね。
- ○西澤議員 分かりました。すみません。勘違いです。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。 宮嵜議員。
- **〇宮嵜議員** この理由の中で8行目、「そのとき、町長は責任を取って辞職すると言っておきながら」とありますが、私はそのとき、議長をさせていただいたですけども、はっきりと覚えていないんですけども、これが議事録に

載っているのか。「お見込みのとおり」と言われたのは聞いておりましたが、 町長が「責任を取って辞職する」とはっきり明言された文言があるんですか。 お答えください。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田裕康議員 そのときは私が一般質問のときでした。そのときに責任を取るとか、そういうような理由で新聞社の方から聞いたんですけど、首長は責任を取るということは辞職することであるということを聞いているんですが、どうですかと答えたら、「お見込みのとおりです」ということで、その前に私が辞職するのですかということを確認しておりますので、これははっきりと言っております。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 木村議員。
- ○木村議員 ちょっと討論かな。討論の前ということでお話ししたいんですけど、この辞職勧告決議案の中身を今、提出者が説明されたとおり、ほぼ現実の出来事だったので、これは本当に賛成せざるを得ないという思いがあるんですが、最後の4行かな、最後に、あと4行のところはちょっと私自身、違和感を持ちます。野瀬町政を認めている部分も私はあります。だもんで、この議決に参加をしたくないという意味を持って、退席させていただきたいと思います。

(8番 木村議員退席)

- **○建部議長** ほかにありませんか。 宮嵜議員。
- ○宮嵜議員 反対討論をさせていただきます。

令和2年9月議会で、産業集積地を活発活用しなさいという決議をこのメンバーで賛成多数で採っております。この案件は長々とだらだらと来ておりますが、この前の予算委員会で野瀬町長は6月、いつ募集するのかと私が質問したところ、6月、早ければ5月に再募集をして、決着をつけたいということを明言されました。やはり、決議をしたことに対して、議会が決議をしたことに対して、やれやれと言うといて、町長は何とか5月でいきますと、仕事をしますと言うてる町長を辞職勧告、脅しのような取り合いですね。やるなら、不信任でやらなければならないと私は思っております。これで、おそらく辞めはらないと思いますが、万が一、ここで、じゃ辞めましょう、や

りましょうと言われた場合、議会側は準備ができているんですか。準備ができていないにしろ、いや、意欲を持って、次の町政を担うと言われる方はいはりますけど、まだ準備不足でしょう。むやみに辞職勧告決議は、法的拘束力はないとしても、むやみに出すもんじゃないと思っております。

以上をもって、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 議案で述べている野瀬町長の現状はそのとおりだというように思っています。今、宮嵜議員が産業集積地の件を言われましたが、8年間低迷しているんですね。そして、その事業で様々に費用を投入しています。しかし、根本的にはらちが明きません。そういう点でも、根本を解決しないまま進めようとしていることについては、私は議決にも反対をしていますし、その意見には賛同することはできません。

その上で、刑事責任は問われなかったものの、様々な疑惑を抱えています。 重大な政治的、道義的責任を負っておられることを、今さらですが、指摘を しておきたいと思います。野瀬町長は、職員力の向上や町役場の風土改革な どを掲げてきました。しかし、一向に改革は進まず、不祥事の繰り返しで中 途退職者、心の病で就任以来20人を超すという異常な事態です。職員の不 祥事が発覚したときの対応にも不公平が誰の目にも明らかで、これでは職員 の士気が上がるはずがありません。

甲良町の切実な課題である人口減少をいかに防止していくか。教育、子育て、福祉、農業、中小企業など、それぞれの分野で町長が職員ととりわけ幹部職員と相談、議論をしているのか、大変疑問に思います。例えば、財政危機宣言や過疎法の適用を受けての指針など、認識を共有しているのか疑問に感じることがしばしばあります。

特に、私が強く感じたのは、ご当地ナンバーの件です。彦根市長の誘いにいち早く賛同し、彦根ナンバーをつけることで甲良町の悪いイメージを消すことができる、町の活性化につながる、産業振興になるなど、考えたことにあきれ返りました。車に彦根ナンバー、彦根城やひこにゃんの図柄をつけることで、何を根拠に甲良町が活性化するというのでしょうか。まともな説明ができるのでしょうか。人口減少や産業振興の課題をこんなことにしか着目できないことに危うさを感じます。

また、議会議決事項でもないので、私が決めたと言われました。全ての町 民に関わることを町民にも議会にも相談しないうちに決めてしまう。この姿 勢はみんなでまちづくりと口先だけ唱えておられる、底が割れているのでは ないでしょうか。もはや、甲良町政をまとめて、リードすることができない 野瀬喜久男氏であることを自覚して、潔く辞職することを強く求め、賛成討論とします。

〇建部議長 ほかにありませんか。 丸山議員。

○丸山議員 私もこの発議に賛成したいと思います。

いつも甲良町長の、どこに行かれても挨拶の中にも、甲良の町、歴史のある町、三大偉人のいる町、そういうような挨拶を必ずされております。そういった中で甲良の町に彦根ナンバーが走るということは、非常に私は似合わない町になっていくと思います。ある意味、逆に町長は活性化と言われておりますが、逆にその彦根ナンバーしかつけられないということが嫌で町を離れていく方も増えるんでないかなと、逆に私はそれを心配します。そういった意味がありますし、それと、元職員の裁判、最高裁まで行かはるとか、そういうことは、やっぱり今後もやめていくべきではないかなと思います。

私も木村議員と同じく、野瀬町政を全面的に反対するわけではありません。 しかし、何かちょっとしたところで強引さがあるというか、いくところ、これがちょっと私も認められない。この彦根ナンバーのことに戻りますが、もう少しやっぱり事前に話をしてほしかったなという気持ちであります。それで皆さんが、それで一緒にやろうかという話にも出ていたかもしれませんし、いきなり去年の8月頃から話があったのに、議会に知らされたのは今年になってからです。そういった意味もありますので、やっぱりこれは認められない。うまく行政運営ができないのは現実であると思いますので、この発議に賛成したいと思います。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 今ほどいろんな形で言われましたけど、私はもう一番最後の、やはりご当地ナンバーが引き金になったということで、前の部分については、そら最高裁に行って、いろんな形の、これはもう論争の世界なので、いろいろ出てきよると思うんですけど、ご当地ナンバーというのは、町長が常日頃、甲良大好き、そして、やはり住民主体のまちづくりというふうな形をスローガンに掲げておられるのにかかわらず、やはりこれはちょっと駄目やろうと、致命傷やろうというふうな形で思います。そういった意味で、この1点だけが、やはり私の心に引っかかったというふうなところで、この勧告の決議については賛成をさせていただくというふうに思います。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。 これより、発議第5号を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数でございます。よって、発議第5号は可決されました。

(8番 木村議員入場)

○建部議長 お諮りします。

今議会での議決に伴い、条項、字句、数字その他の整理が必要となった場合、会議規則第45条の規定により、議決の結果生じた字句、数字、その他の整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇建部議長 ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決 定しました。

次に、日程第24 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、 議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第25 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを 議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和5年甲良町議会3月定例会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は3月6日の開会から本日22日まで17日間の会期で、行政か

ら提案いたしました議案は、追加提案いたしました案件を含め、27議案でありました。初日の3月6日に9議案の条例の一部改正、条例の整備、条例の制定について、原案のとおり可決をいただきました。

本日、議案第15号から議案第20号まで、採決の結果、全議案が原案どおり可決をいただきました。予算決算常任委員会に付託をされました令和5年度当初予算の各会計のうち一般会計については、議員発議で増額の修正案が可決をされ、修正案を除く一般会計についても可決をいただきました。4つの特別会計と2つの企業会計は、原案のとおり可決をいただきました。一般会計の修正案についての執行はよく検討いたしたいと考えます。本日追加提案いたしました議案第28号から第32号につきましては、いずれも原案のとおり可決をいただきました。

また、本日、議員提案されました甲良町長の辞職勧告決議案については、本職として、行政事案に一つ一つ真正面から対応していることの表れを議員からは批判的見解をいただいておりますが、行政運営上の避けて通れない懸案、処理等だと考えております。よって、今後において、日常業務及び行政運営の停滞を招かないよう、住民の福祉の増進、そして掲げておりますみんなでまちづくりの進展をめざして、行政運営を担ってまいる所存であります。

令和5年度の行政運営の基本的方向は、令和5年度予算の概括に記したとおりであります。議員の皆さんの建設的なご意見も賜りながら、よりよい行政運営をめざしてまいりたいと考えております。

17日間の会期にわたりまして、ご審議、それぞれ議決をいただきました ことに対しまして、お礼を申し上げ、3月定例会閉会に当たりましての挨拶 とさせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 これをもって、令和5年3月甲良町議会定例会を閉会します。 (午後 0時26分 閉会) 地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫 甲良町議会副議長 丸 山 恵 二 署 名 議 員 西 澤 伸 明 署 名 議 員 小 森 正 彦